

(目的)

第1条 この告示は、給水装置工事の施工時における配水管及び他の埋設物への損傷を防止するとともに、渇水時及び災害時等の緊急工事の円滑な実施を確保するため、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に使用する給水管、給水用具等の構造及び材質の指定並びにその設計及び施工に関し基準となるべき事項を定めることを目的とする。

(給水装置)

第2条 給水装置は、水圧、土圧その他の圧力に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないよう設計し、及び施行しなければならない。

2 前項の場合において、管種の選定に当たっては、内圧、荷重、土質その他の諸条件と管の特性とを考慮して決定しなければならない。ただし、市長が不相当と認めた場合は、その管種の使用を禁止することができる。

(給水装置の使用材料)

第3条 給水装置に使用する材料は、日本工業規格又は日本水道協会規格等に従い製造されその検査合格品証等を有する製品又は製造業者、販売業者等（以下「製造業者等」という。）が基準の適合性を証明する自己認証若しくは製造業者等の希望に応じて中立的な第三者認証機関が基準の適合性を証明し当該機関の認証マークを製品等に表示することを認める第三者認証を有する製品でなければならない。

(給水の方式)

第4条 給水の方式は、市長が布設する配水管の水圧で給水する方式によるものとする。ただし、3階以上の直結直圧給水による方式については、市長が別に定める。

2 前項の配水管の水圧が不足する場合において、一時的に多量の水を使用する箇所又は高層建築物等に給水を行うときは、受水槽を設け、いったん受水した後、揚水ポンプによる加圧給水又は高置水槽への揚水により給水を行わなければならない。

(給水管)

第5条 給水管は、耐震性能を有するダクタイル鋳鉄管（口径が75ミリメートル以上のものであり、かつ、内面エポキシ樹脂粉体塗装したものに限る。）、水道用ゴム輪ロング受口形耐衝撃性硬質塩化ビニル管（口径が50ミリメートルのものに限る。）、水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（口径が40ミリメートル以下のものに限る。）、水道用ポリエチレン二層管（口径が40ミリメートル以下のものであり、かつ、1種管であるものに限る。）、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管又は配管用ステンレス鋼管でなければならない。

2 前項に規定する給水管は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 口径が配水管の水圧が尖頭負荷時においても、その所要水量を十分に供給できる大きさのものであること。

(2) 口径が配水管より小さいものであること。ただし、公道部分に埋設する給水管の口径にあっては、20ミリメートル以上のものであること。

(3) 口径が水理計算を満足するものであり、かつ、市長の審査を受けたものであること。

(止水栓及び仕切弁)

第6条 止水栓（口径が25ミリメートル以下のものにあつてはボール副栓付コマ式止水栓、口径が40ミリメートルのものにあつては副栓付コマ式止水栓をいう。）はトンボ型ハンドル付とし、仕切弁は日本工業規格又は日本水道協会規格等の規格に適合したものでなければならない。

2 止水栓及び仕切弁の設置する場所は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 止水栓にあつては公私境界の私有地側、仕切弁にあつては公私境界の公道側とし、車両の荷重その他の荷重による外圧がかからないものであること。

(2) 保守及び補修が容易なものであること。

3 止水栓又は仕切弁は、メーター1個につき1個以上取り付けなければならない。

4 止水栓及び仕切弁は、給水管に対し垂直に取り付けなければならない。

5 第1止水栓の埋設の深さは土被30センチメートルとし、仕切弁の埋設の深さは配水管の工事に準じなければならない。

6 副栓付直付伸縮止水栓を使用する場合は、口径が40ミリメートル以下のメーターに取り付けなければならない。

(メーター)

第7条 メーターは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 口径が市長が別に定めるものであること。

(2) 設置する場所が道路境界線に最も近接した敷地部分で検針及び取替えに支障がない場所のものであること。

(3) 設置の深さが小型メーター（口径が40ミリメートル以下のものを使用するメーターをいう。以下同じ。）にあつては文字盤表面から蓋頂部までの間隔が15センチメートルであり、大型メーター（口径が50ミリメートル以上のものを使用するメーターをいう。以下同じ。）にあつては文字盤表面から蓋頂部までの間隔が30センチメートルであること。

(4) 消火栓その他不定期に大量の水を消費する場所で一般用の配管を行う場合において、一般用の使用水量が極めて少ないときは、消火用と一般用の二系統に配管を行い、それぞれに適応したメーターを取り付けるものであること。

(5) 水平に取り付け、取替え及び取外しが容易にできるものであること。

(6) メーターの筐又はメーターの上部付近に水栓を設置しないものであること。

(水栓)

第8条 水栓は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 逆流又は水撃作用を起こさない構造のものであること。

(2) 水栓取付口の継手が金属製であり、建物又は堅牢なものに固定し、当該継手を取り替え、又は取り外す場合は、緩みが生じない構造のものであること。

(3) 水栓立上露出管を使用する場合は、全て金属管又は水栓柱を使用しないものであること。ただし、これらと同等以上の保護工を施すものを使用する場合は、この限りでない。

(筐)

第9条 止水栓、仕切弁又はこれらに類する弁及びメーターは、市長が指定する筐に入れな

なければならない。

- 2 止水栓及び小型メーターの管は、市長が指定するものを使用し、沈下埋設せず地面と同一の高さとなるよう取り付け、検針に支障のない場所に取り付けなければならない。
- 3 大型メーターの管は、コンクリートブロック造、レンガ造又はコンクリート造とし、その上に堅牢な蓋を取り付け、及び固定しなければならない。
- 4 公道内又は市長が管理する場所に設置する仕切弁及びスリース弁の管は、市長が指定するものを使用し、地面と同一の高さとなるよう設置し、及び固定しなければならない。
- 5 地下式消火栓の管は、市長が指定するものを使用しなければならない。

(給水管の布設)

第 10 条 給水管の布設工事は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 屋外に直線に埋設し、家屋の土台下又は床下構造物の基礎下を横断しないものであること。
- (2) 布設する位置がくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、下水枡等の污染源から可能な限り遠ざけるものであること。
- (3) 鉄製以外の給水管を布設する場合は、露出配管を行わないものであること。ただし、やむを得ない事由により露出配管を行う場合は、強固な保護工を施し、固定するものであること。
- (4) 熱の影響を受けやすい場所に布設する場合は、塩化ビニル管を使用しないものであること。
- (5) 凍結のおそれがある場所に布設する場合は、有効な防寒保温工を施すものであること。
- (6) ライニング鋼管を埋設する場合は、防蝕工法を取るものであること。
- (7) ライニング鋼管を布設する場合は、その継手に管端防食継手を使用するものであること。
- (8) 口径が 40 ミリメートル以上の給水管を使用する場合は、市長が定める丁字管、曲管類等を使用するものであること。
- (9) 開渠、暗渠等を横断して布設する場合は、伏越工法により構築物を損傷しないよう安全な深さに埋設するものであること。ただし、やむを得ない事由により上越工法により配管を行うときは、市長の指示を受けるものであること。
- (10) 埋設の深さが公道内にあつては土被 0.8 メートル以上のもの、私道内にあつては土被 0.6 メートル以上もの、宅地内にあつては土被 0.3 メートル以上のものであること。
- (11) 埋設の深さについて道路管理者から指示命令を受けた場合は、その指示命令に従い施工するものであること。

(配水管からの分岐取出し)

第 11 条 配水管からの分岐取出しの工事は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 給水管が配水管に対し直角に布設するものであること。
 - (2) 給水管が最短距離で公道側に出るものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、分水栓を使用する配水管からの分岐取出しの工事は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 市長が指定するサドル付分水栓を使用するものであること。
- (2) 分水栓の間隔が 30 センチメートル以上のものであること。
- (3) 給水管の管種に適合した穿孔機を使用し、ドリルタガネその他の工具を使用していないものであること。
- (4) 口径が 50 ミリメートル以上の給水管を使用する場合にあっては、市長が指定する給水管を使用するものであること。
- (5) ダクタイル鋳鉄管を使用する場合は、穿孔口に密着形コアを取り付けるものであること。
- (6) 配水管から給水管により分岐した場合は、給水管の分岐位置を 3 点からオフセットを測定し、明示釘を道路境界付近に設置するものであること。

(管及び器具の連結)

第 12 条 工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、給水装置に水道管以外の水管又は汚染の原因となる管、器具等を接続してはならない。

- 2 工事施工者は、前項の水道管以外の水管又は汚染の原因となる管、器具等に容易に接続できるような配管を行ってはならない。
- 3 工事施工者は、給水装置に給水管内の水を吸引するポンプを直結してはならない。
- 4 浴槽、洗濯機、太陽熱利用温水器等への給水は、落込式とし、満水面と流水口との落差は給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号）第 5 条第 1 項の規定により吐水空間を確保しなければならない。
- 5 工事施工者は、水洗式大便器洗浄弁を取り付ける場合は、真空破壊装置付のものを使用し、当該器具の水源側には逆止弁を設置しなければならない。

(新設の給水管の洗浄)

第 13 条 工事施工者は、工事が完了した場合は、全線に勢いよく通水し、給水管内の汚泥、給水管の切粉等を排出し、機能が正常であることを確認しなければならない。

- 2 工事施工者は、メーターの取付けを行う場合は、当該メーターを取り付ける前に流入口までの通水を行い、汚泥、切粉、接着剤等が完全に排除されたことを確認しなければならない。

(断水の届出等)

第 14 条 工事施工者は、配水管の断水を行う場合は、事前に市長に断水の範囲及び工事の内容を届け出て、許可を受け、その指示に従い施工しなければならない。

- 2 工事施工者は、前項の断水が終了した場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

(道路掘削等の手続)

第 15 条 工事施工者は、道路に給水管を布設する場合は、所轄庁署への所定の手続を経て、その指示に従い施工しなければならない。この場合において、国道及び県道の占用にあっては、市長に四国中央市水道事業給水条例（平成 16 年四国中央市条例第 176 号）第 32 条に規定する手数料を納入しなければならない。

(道路復旧)

第 16 条 工事施工者は、道路部分の埋戻しを行う場合は、道路管理者の指定する材料を使用し、各層ごとに転圧機器で地盤沈下が発生しないよう入念に行わなければならない。

- 2 工事施工者は、前項の道路部分の埋戻しが完了した場合は、速やかに舗装の仮復旧を行わなければならない。この場合において、区画線等道路標示類を削除したときは、道路管理者の指示によりペイント等で標示しなければならない。
- 3 工事施工者は、前項の規定により舗装の仮復旧を行う場合は、道路管理者の指示等により自然転圧期間を設けなければならない。
- 4 工事施工者は、前項の自然転圧期間が経過した場合は、速やかに舗装の本復旧を行わなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定により舗装の本復旧を行う場合は、在来の舗装と同等以上の強度及び機能を確保し、影響幅を取り、道路の幅員のうち埋戻しを行わない部分の幅員が1.0m以下のときはその部分を含めて復旧しなければならない。この場合において、区画線等道路標示類を削除したときは、道路管理者の指示によりペイント等で標示しなければならない。
- 6 工事施工者は、第3項の舗装の仮復旧又は第4項の舗装の本復旧を行った場合において、不良箇所が生じたとき、又は道路管理者から指示を受けたときは、直ちに修復しなければならない。
- 7 工事施工者は、非舗装道路の復旧を行う場合は、道路管理者の指定する方法により路盤工を行わなければならない。

(検査)

第17条 市長は、工事が完了した場合は、給水装置の位置、構造、材質若しくは機能又は漏水の有無について検査するものとする。この場合において、当該検査には主任技術者が立ち会うものとする。

- 2 前項の漏水の有無は、水圧試験により行うものとする。この場合において、当該水圧試験は、テストポンプを使用して行い、水圧を1.75Mpa（給水管を分水栓により取り出した場合にあつては、0.75Mpa）に1分間以上保持しなければならない。

(工事の手直し)

第18条 工事施工者は、工事の不良で手直しを命ぜられた場合において、特に期限の指示がないときは、命ぜられた日から起算して5日以内に手直しの工事を完了しなければならない。

- 2 工事施工者は、前項の規定により手直しの工事が完了した場合は、直ちに市長が別に定める手直し完了届を市長に提出し、市長の確認を受けなければならない。

(その他)

第19条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年3月26日告示第43号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月1日告示第14号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。